

26監第228号
平成27年 1月 9日

(一社)長崎県建設業協会長
(一社)長崎県中小建設業協会長
(一社)長崎県造園建設業協会長
(一社)長崎県ぼ装協会長
(一社)長崎県工務店連合会長
(一社)長崎県管工事協会長
(一社)長崎県港湾漁港建設業協会長
(一社)長崎県建造物解体工業会長
(一社)日本塗装工業会長崎県支部

様

長崎県土木部監理課長
(公印省略)

「建設業許可事務ガイドラインについて」の一部改正について

このことについて、国土交通省土地・建設産業局建設業課長から別紙のとおり通知がありましたので送付いたします。

監理課 建設業指導班

担当：増田

TEL 095-894-3015

FAX 095-894-3460

国土建第170号

平成26年12月25日

長崎県土木部長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

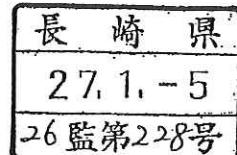


「建設業許可事務ガイドラインについて」の一部改正について

本年12月25日付で、平成26年国土交通大臣告示第1193号をもって、建設業法第2条第1項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容（昭和47年建設省告示第350号）を改正しました。（参考資料のとおり。）

あわせて、建設業許可事務ガイドライン（平成13年4月3日国総建第97号）における建設工事の例示及び建設工事の区分の考え方についても、別添のとおり改正しました。当該改正につき、北海道開発局事業振興部長、各地方整備局建政部長及び沖縄総合事務局開発建設部長に通知しましたので、参考までに送付します。

また、改正後の許可事務ガイドラインは平成26年12月25日から適用されることとなっております。ただし、改正後の【第二条関係】二(23)の規定並びに別表1とび・土工・コンクリート工事の項（イに限る。）及び解体工事の項の規定は、建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から適用されることとなっております。



【第二条関係】

一 第二条第一項の別表第一の上欄に掲げる建設工事について

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二条第一項の別表第一の上欄に掲げる建設工事については、昭和四十七年三月八日建設省告示第三百五十号をもってその内容を示しているところであるが、その具体的な例は、別表1のとおりである。

この建設工事の内容及び例示は、現実の建設業における施工の実態を前提として、施工技術の相違、取引の慣行等により分類したものであるが、各工事の内容はそれぞれ他の工事の内容と重複する場合もある。

なお、土木一式工事及び建築一式工事については、必ずしも二以上の専門工事の組み合わせは要件でなく、工事の規模、複雑性等からみて個別の専門工事として施工することが困難なものも含まれる。

二 許可業種区分の考え方について

各業種における類似した建設工事の区分の考え方等については、次のとおりである。

(1) 土木一式工事

- ① 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。
- ② 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。

なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。

(2) 建築一式工事

ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。

(3) 左官工事

- ① 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。
- ② ラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
- ③ 『左官工事』における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。

(4) とび・土工・コンクリート工事

- ① 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
- ② 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。
- ③ 「プレストレスコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレスコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。
- ④ 「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。
- ⑤ 『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。
- ⑥ 「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。
- ⑦ 「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。
- ⑧ 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。
- ⑨ トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。

(5) 石工事

『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建

築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

(6) 屋根工事

- ① 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。
- ② 屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。
- ③ 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。

(7) 電気工事

- ① 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。
- ② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

(8) 管工事

- ① 「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空気調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。
- ② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
- ③ 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
- ④ 建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』

に該当する。

- ⑤ 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。

なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。

- ⑥ 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。

(9) タイル・れんが・ブロック工事

- ① 「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。
- ② 「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。
- ③ 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

(10) 鋼構造物工事

- ① 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。
- ② ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
- ③ 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物

「設置工事」である。

(11) 鉄筋工事

『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。

(12) 蓋装工事

- ① 蓋装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『蓋装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。
- ② 人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で蓋装した上に張り付けるものは『蓋装工事』に該当する。

(13) 板金工事

- ① 「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金を張り付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。
- ② 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。

(14) 塗装工事

下地調整工事及びblast工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。

(15) 防水工事

- ① 『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。
- ② 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。

(16) 内装仕上工事

- ① 「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。
- ② 「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。
- ③ 「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。

(17) 機械器具設置工事

- ① 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

- ② 「運搬機器設置工事」には昇降機設置工事も含まれる。
- ③ 「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。
- ④ 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。

(18) 電気通信工事

- ① 「情報制御設備工事」にはコンピューター等の情報処理設備の設置工事も含まれる。
- ② 既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。
なお、保守（電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。）に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。
- ③ 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

(19) 造園工事

- ① 「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。
- ② 「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。
- ③ 「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。
- ④ 「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。
- ⑤ 「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壤改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。

(20) 水道施設工事

- ① 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。
なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。
- ② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該

当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。

(21) 消防施設工事

- ① 「金属製避難はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
- ② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

(22) 清掃施設工事

- ① 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
- ② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。

(23) 解体工事

それぞれの専門工事において建設される目的物について、それのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。

別表 1

建設工事の種類	建設工事の例示
土木一式工事	
建築一式工事	
大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左官工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
とび・土工・コンクリート工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切斷穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事
石工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
屋根工事	屋根ふき工事
電気工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事

タイル・れんが・ブロック工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
鋼構造物工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
鉄筋工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
舗装工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゆんせつ工事	しゆんせつ工事
板金工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガラス工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
塗装工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内装仕上工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機械器具設置工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
熱絶縁工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
電気通信工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事
造園工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事

さく井工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
建具工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドアー取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水道施設工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消防施設工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清掃施設工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解体工事	工作物解体工事

建設業許可事務ガイドライン【第二条関係】新旧表

改正後		改正前
<p>【第二条関係】</p> <p>一 第二十二条法第一項の別表第一の上欄に掲げる建設工事について（昭和四十四年法律第百号、以下「法」という。）</p> <p>第二十二条法第一項の上欄に掲げる建設工事（昭和四十四年法律第百号、以下「法」という。）</p> <p>二 第二十二条法第一項の上欄告示第三百五十年三月八日ころである。</p> <p>第一項の上欄に掲げる建設工事（昭和四十四年法律第百号、以下「法」という。）</p> <p>第一項の上欄告示第三百五十年三月八日ころである。</p>	<p>【第二条関係】</p> <p>一 第二十二条法第一項の別表第一の上欄に掲げる建設工事について（昭和四十四年法律第百号、以下「法」という。）</p> <p>第一項の上欄告示第三百五十年三月八日ころである。</p> <p>第二十二条法第一項の上欄に掲げる建設工事（昭和四十四年法律第百号、以下「法」という。）</p> <p>第一項の上欄告示第三百五十年三月八日ころである。</p>	
<p>【第二条関係】</p> <p>一 第二十二条法第一項の別表第一の上欄に掲げる建設工事について（昭和四十四年法律第百号、以下「法」という。）</p> <p>第二十二条法第一項の上欄告示第三百五十年三月八日ころである。</p> <p>第一項の上欄に掲げる建設工事（昭和四十四年法律第百号、以下「法」という。）</p> <p>第一項の上欄告示第三百五十年三月八日ころである。</p>	<p>【第二条関係】</p> <p>一 第二十二条法第一項の別表第一の上欄に掲げる建設工事について（昭和四十四年法律第百号、以下「法」という。）</p> <p>第一項の上欄告示第三百五十年三月八日ころである。</p> <p>第二十二条法第一項の上欄に掲げる建設工事（昭和四十四年法律第百号、以下「法」という。）</p> <p>第一項の上欄告示第三百五十年三月八日ころである。</p>	

二 許可業種区分の考え方について
各業種における類似した建設工事の区分の考え方等については、次のとおりである。

- (1) 土木工事
① 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造工物工事は「土木工事」に該当する。
② 上下水道に関する施設の建設工事における「土木工事」、管工事及び「水道施設工事」間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地内工事が「土木工事」であり、家屋その他の施設の敷地内工事が「配管工事」及び上水道等の配水管を設置する工事が「管工事」であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が「水道施設工事」である。

道施設工事】ではなく『土木一式工事』に該当する。	
(2) 建築一式工事	ビルの外壁には固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
(3) 左官工事	<p>(1) 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。</p> <p>(2) ラス張り工事及び乾式壁工事についても施工可能である。</p> <p>(3) 『左官工事』としては、通常、左官工事に含まれていて、通常の「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付け工事をいい、『とび・土工・コンクリート工事』及び「吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。</p>
(4) とび・土工・コンクリート工事	<p>(1) 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック工事」並びに『石工事』及び『コンクリートブロック工事』に分の工事の区分工事の間の区画の大きさによって規格が異なる。工事の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック工事」として構成される。建物の内外装としてコンクリートブロック工事やストンク工事等が『石工事』である。コンクリートブロック工事は、はり付け工事や法面処理、又ははり付け工事等が『石工事』である。コンクリートブロック工事に含まれる「コンクリート工事」では、コンクリートブロックに積み重ねたり、積み重ねたりする工事である。</p> <p>(2) 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方とは、鐵骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負</p>

- (1) 左官工事
 ① 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。
 ② 「ラス張り工事」及び「乾式壁工事」として「建築一式工事」を行うう際に含まれていて、通常の「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付け工事をいい、『とび・土工・コンクリート工事』及び「吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。
- (2) とび・土工・コンクリート工事
 ① 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック工事」並びに『石工事』及び『コンクリートブロック工事』に分の工事の区分工事の間の区画の大きさによって規格が異なる。工事の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』として構成される。建物の内外装としてコンクリートブロック工事やストンク工事等が『石工事』である。コンクリートブロック工事は、はり付け工事や法面処理、又ははり付け工事等が『石工事』である。コンクリートブロック工事に含まれる「コンクリート工事」では、コンクリートブロックに積み重ねたり、積み重ねたりする工事である。

- うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てるこどのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。
- ③ 「レストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設する工事は『土木一式工事』に該当する。
- ④ 「地盤改良工事」とは、薬液注漬工事を総称したものが『土木工事』に該当する。工事等各種の地盤の改良を行なう工事は、ウエルポイント工事等である。
- ⑤ 「モルタル吹付け工事」及び「コンクリート工事」に該当する。「モルタル吹付け工事」を総称したものは、モルタル等の吹付け工事を行なう工事である。
- ⑥ 「法面保護工事」とは、法面の設置等により法面の崩壊を防ぐ工事である。
- ⑦ 「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。
- ⑧ 「とび・土工・コンクリート工事」における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方とは、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』である。
- ⑨ 「トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。
- (5) 石工事
- 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」及び『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方とは以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキヤストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロ

- ② 「レストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設する工事は『土木一式工事』に該当する。
- ③ 「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子モルタル吹付け工事」を総称したものが『モルタル等の吹付け工事』である。
- ④ 「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。

ツク据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

(6) 屋根工事
① 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料による屋根工事とが多い工事である。したがって板金工事ではなく工事は、ふく工事とす。『屋根工事』は、板金工事であります。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当する。太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行なう工事が含まれる。

(7) 電気工事
① 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行なう工事が含まれる。
② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によつては『重気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

(8) 管工事
① 「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空気調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。

(3) 屋根工事

- ① 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料による屋根工事と多い工事である。したがつて「屋根工事」ではなく工事は、『板金屋根工事』も「板金工事」ではなく工事は、断熱熱工事は「屋根工事」に該当する。したがつて「板金屋根工事」も「板金工事」に該当する。

(4) 管工事

し尿処理に關する施設の建設工事における『管工事』、『水規尿体施設』(合併処理工事が『管収事』に該当する)に該当する『管工事』は、し尿を含む。)に該当する『管工事』間に該当する『清掃槽』は、し尿を処理する『清掃槽』(合併処理工事が『管収事』に該当する)に該当する。し尿を処理する『清掃槽』(合併処理工事が『管収事』に該当する)に該当する。

し尿を処理する『清掃槽』(合併処理工事が『管収事』に該当する)に該当する。道模を設ける事が方式で汲取設施が『清掃施設工事』に該当する。

- (2) 道模を設ける事が方式で汲取設施が『清掃施設工事』に該当する。建設工事が設ける事が方式で汲取設施が『清掃施設工事』に該当する。
- (3) ③ 『機械器具類の設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に該当する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらには原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
- (4) 建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排氣用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。
- (5) 上下水道に該当する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地内公道工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水工事が『管工事』であり、上下水道等の取水、淨水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を製造、設置する工事が『水道施設工事』である。
- (6) なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。
- (7) 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
- (8) タイル・れんが・ブロック工事
- (9) (1) 「ストレート張り工事」とは、ストレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」としており、ストレートにして『屋根工事』に該当する。

(5) タイル・れんが・ブロック工事

(1) 「ストレート張り工事」とは、ストレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」としており、ストレートにして『屋根工事』に該当する。

② 「コンクリートブロック」には、プレキヤストコングリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコングリートパネルも含まれる。

③ 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根組めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において塊棟の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキヤストコングリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁などしてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行いう場合を含む。

(10) 鋼構造物工事
① 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と「鋼構造物工事」における「鉄骨工事」との区分の考え方とは、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが「とび・土工・コンクリート工事」である。

② ビルの外壁に固定された遮難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。

③ 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告工事」と「鋼構造物工事」における「屋外広告工事」との区分の考え方とは、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが「鋼構造物工事」における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。

② 「コンクリートブロック」には、プレキヤストコングリートパネルも含まれる。

③ 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根組めブロック、消波ブロックの据付けを行う工事、プレキヤストコングリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁などしてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行いう場合を含む。

(6) 鋼構造物工事
① 『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」と「とび・土工・コンクリート工事」との区分の考え方とは、鐵骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが「とび・土工・コンクリート工事」である。

(11) 鉄筋工事は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。

(12) 舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類どにしては『舗装工事』ではなく『人と工芝上に付ける工事』に該当する。
① 舗装工事とび・土工・コンクリート等で『舗装工事』に該当する。
② 舗装した上に付ける工事については、地盤面をコンクリート等で『舗装工事』に該当する。

(13) 板金工事と「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのステンレス板張付工事等である。

② 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを括して「屋根ふき工事」とする。したがつて板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。

(14) 塗装工事及び下地調整工事及びプラスチック工事についても、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。

(15) 防水工事と「防水工事」に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。

② 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事等の業種の許可でも施工可能である。

(16) 内装仕上工事と「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。

(11) 内装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類どにしては『内装工事』ではなく『ほ装工事』に該当する。
① 舗装工事とび・土工・コンクリート等で『舗装工事』に該当する。
② 舗装した上に付ける工事については、地盤面をコンクリート等で『舗装工事』に該当する。

(12) 内装工事と「舗装工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのステンレス板張付工事等である。

(13) 板金工事と「建築板金工事」とは、建築物の外壁へのステンレス板張付工事等である。

(14) 塗装工事及び「下地調整工事」及び「プラスチック工事」についても、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。

(15) 防水工事と「防水工事」に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。

(16) 内装仕上工事と「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。

- ② 「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。
- ③ 「たみ工事」とは、探寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。

- ② 「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。
- ③ 「たみ工事」とは、探寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。

- (17) 機械器具設置工事
- ① 「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に該当する。また、機械器具の種類によつては「電気通信工事」、「消防施設工事」、「電気通信工事」、「機械器具設置工事」等に該当する。
- ② 「機械器具設置工事」には、機械器具の設置が含まれるため、機械器具の種類によつては「電気通信工事」、「消防施設工事」、「電気通信工事」、「機械器具設置工事」等に該当する。
- ③ 「機械器具設置工事」には、機械器具の設置が含まれるため、機械器具の種類によつては「電気通信工事」、「消防施設工事」、「電気通信工事」、「機械器具設置工事」等に該当する。
- ④ 「機械器具設置工事」には、機械器具の設置が含まれるため、機械器具の種類によつては「電気通信工事」、「消防施設工事」、「電気通信工事」、「機械器具設置工事」等に該当する。

- (18) 機械器具設置工事
- ① 「機械器具設置工事」には、機械器具の設置が含まれるため、機械器具の種類によつては「電気通信工事」、「消防施設工事」、「電気通信工事」、「機械器具設置工事」等に該当する。
- ② 「機械器具設置工事」には、機械器具の設置が含まれるため、機械器具の種類によつては「電気通信工事」、「消防施設工事」、「電気通信工事」、「機械器具設置工事」等に該当する。
- ③ 「機械器具設置工事」には、機械器具の設置が含まれるため、機械器具の種類によつては「電気通信工事」、「消防施設工事」、「電気通信工事」、「機械器具設置工事」等に該当する。

- (19) 機械器具設置工事
- ① 「機械器具設置工事」には、機械器具の設置が含まれるため、機械器具の種類によつては「電気通信工事」、「消防施設工事」、「電気通信工事」、「機械器具設置工事」等に該当する。
- ② 「機械器具設置工事」には、機械器具の設置が含まれるため、機械器具の種類によつては「電気通信工事」、「消防施設工事」、「電気通信工事」、「機械器具設置工事」等に該当する。
- ③ 「機械器具設置工事」には、機械器具の設置が含まれるため、機械器具の種類によつては「電気通信工事」、「消防施設工事」、「電気通信工事」、「機械器具設置工事」等に該当する。
- (20) 機械器具設置工事
- ① 「機械器具設置工事」には、機械器具の設置が含まれるため、機械器具の種類によつては「電気通信工事」、「消防施設工事」、「電気通信工事」、「機械器具設置工事」等に該当する。
- ② 「機械器具設置工事」には、機械器具の設置が含まれるため、機械器具の種類によつては「電気通信工事」、「消防施設工事」、「電気通信工事」、「機械器具設置工事」等に該当する。
- ③ 「機械器具設置工事」には、機械器具の設置が含まれるため、機械器具の種類によつては「電気通信工事」、「消防施設工事」、「電気通信工事」、「機械器具設置工事」等に該当する。

器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

- (19) ①「園工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。他の広場を構成する工事、「芝生広場」、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を事とする建設工事である。
②「広場」、「園路」、「芝生広場」、「園路工事」とは、他の公園内の遊歩道、緑道等を事とする建設工事である。
③「公園」、「花壇」、「噴水」、「休憩施設」、「便益施設」等の建設工事は、他の公園内に位置する施設である。
④「樹木」、「芝生」、「草花等の植物」、「支柱」、「設置」等を伴つて行う建設工事である。
⑤「樹木」、「芝生」、「草花等の植物」、「支柱」、「改良」、「土壤改良」等を伴つて行う建設工事である。

(20) 水道施設工事

- ①「下水道」、「管工事」及び「水道施設工事」間の区分の参考方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場の敷地内に設置する工事が「土木一式工事」であり、家屋その他の他の公道下等の上水道等の配水管工事を設置する工事が「管工事」であり、上水道等の取水、淨水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を構成する工事が「水道施設工事」である。
なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は「水道施設工事」ではなく、「土木一式工事」に該当する。
②「下水道」、「管工事」及び「清掃施設工事」間の区分の参考方は、規模の大小を問わず淨化槽（合併処理槽を含む。）により屎尿を処理するもので下水道により収集された汚水を処理する施設が設置する建設工事が「水道施設工事」に該当し、公共団体が設置するもので汲取り方式により収集された屎尿を処理する建設工事が「清掃施設工事」に該当する。

(21) 消防施設工事

- ①「金属製避難はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこの式のはしごである。

- (14) ①「園工事」とは、修景工事、「芝生広場」、「運動広場」、「公園」、「花壇」、「噴水」、「休憩施設」、「便益施設」等の建設工事は、他の公園内に位置する施設である。
②「公園」、「花壇」、「噴水」、「休憩施設」、「便益施設」等の建設工事は、他の公園内に位置する施設である。
③「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。
④「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。

- (15) 水道施設工事
上下水道に関する施設の建設工事における『水道施設工事』、『管工事』及び『土木一式工事』間の区分の参考方は、上水道の取水、淨水、配水等の施設及び下水処理場内の配水管工事及び上水道等の配水管工事が『水道施設工事』であり、家屋その他の他の敷地内に設置する工事が『管工事』であり、これらは公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』である。
なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく、「土木一式工事」に該当する。

- (16) 消防施設工事
「金属製避難はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこの式のはしごである。

れに該当しない。したがつて、このような固定された避難階段を設置する工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。

(2) ② に該当する工事が含まれるため、機械器具の種類によつては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

(22) 清掃施設工事

(1) 公害防止施設を單体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、あれば『管工事』、『集塵設備』等に区分するものである。これらの公害防止施設ごとに、例えば『機械器具設置工事』等に区分するものである。

(2) 道施設工事及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず淨化槽(合併処理槽)を含む。により屎尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集された屎尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。

(23) 解体工事

それぞれの専門工事において建設される目的物について、それのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。

れに該当しない。したがつて、このような固定された避難階段を設置する工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。

(17) 清掃施設工事

公害防止施設を單体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、あれば『管工事』、『集塵設備』等に区分するものである。

別表 1

		改正後	改正前	
建設工事の種類		建設工事の例示	建設工事の種類	建設工事の例示
土木一式工事		土木一式工事	土木一式工事	土木一式工事
建築一式工事		建築一式工事		建築一式工事
大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事	大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事	大工工事
左官工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出工事	左官工事	左官工事、モルタル工事、とぎ出し工事、洗い出工事	左官工事
とび・土工・コンクリート工事	とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事	とび・土工・コンクリート工事	とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事	とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事
とび・土工・コンクリート工事	とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事	とび・土工・コンクリート工事	とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事	とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事

石工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック工事
屋根工事	屋根ふき工事	屋根ふき工事
電気工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、構内電気設備（非常用電車、電気車を含む。）工事、照明設備工事、信号設備工事、信号线装置工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、構内電気設備（非常用電車、電気車を含む。）工事、照明設備工事、信号設備工事、信号线装置工事
管工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯・給水・排水・給水洗便所設備工事、衛生工事、管内更生工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯・給水・排水・給水洗便所設備工事、衛生工事、管内更生工事
タイル・れんが ・ブロック工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、サイディング工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、スレート張り工事
鋼構造物工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
鉄筋工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事
舗装工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゆんせつ工事	しゆんせつ工事	しゆんせつ工事
板金工事	板金加工取付け工事、建築板金工事	板金加工取付け工事、建築板金工事

ガラス工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
塗装工事	塗装工事上工事、ライニシング工事、布張り仕事
防水工事	防水工事、モルタル防水工事、シート防水工事、塗膜防水工事、注入防水工事
内装仕上工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機械器具設置工事	プラント設備設置工事、運搬機器設置工事、内給水機器設置工事、集塵機器設置工事、燃排ダム装置設備工事、サイロ設置工事
熱絶縁工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け工事
電気通信工事	電気通信線路設備工事、電気機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設置工事、情報制御設備工事、データ電波障害防除設備工事
造園工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園工事、屋上等緑化工事

ガラス工事	ガラス加工取付け工事
塗装工事	塗装工事、溶射工事、ライニシング工事、鋼構物塗装工事、路面標示工事
防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シート防水工事、塗膜防水工事、注入防水工事
内装仕上工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機械器具設置工事	プラント設備設置工事、運搬機器設置工事、内給水機器設置工事、集塵機器設置工事、燃排ダム装置設備工事、サイロ設置工事
熱絶縁工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事
電気通信工事	電気通信線路設備工事、電気機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設置工事、情報制御設備工事、データ電波障害防除設備工事
造園工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園工事、屋上等緑化工事

さく井工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、事、温 さく掘削掘工事、井戸工事、天然ガス掘工事、揚水設 石油工事	さく井工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、事、温 さく掘削掘工事、井戸工事、天然ガス掘工事、揚水設 石油工事
	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、 木製建具取付け工事、自動ドア一取付け工事、 シヤッタ一取付け工事、ふすま工事	建具工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、 木製建具取付け工事、自動ドア一取付け工事、 シヤッタ一取付け工事、ふすま工事
水道施設工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工 事、下水処理設備工事	水道施設工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工 事、下水処理設備工事
	消防施設工事	消防施設工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置 屋外消火栓設置工事、屋外火災警報器設置工事、 蒸気消火装置、泡噴霧による消火設備ポンプ設置工事、 粉末工事、動力消火装置設置工事、漏電火災警報器設置工事、 火災警報常袋、火災警報非常袋、火災警報箱又は排煙設備の設置 工事
清掃施設工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	清掃施設工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
	解体工事	解体工事	工作物解体工事